# 別紙３　補正の入力方式（平成28年10月31日から適用）

平成28年10月31日以降に登記・供託オンライン申請システムに到達する、不動産及び商業・法人手続の登記申請書の補正申請の作成について以下に示す。

## 概要

平成28年10月28日 21時までに登記・供託オンライン申請システムに到達した不動産及び商業・法人手続の登記申請書の補正を行う場合は、補正する内容を「補正申請」タグに設定するが、平成28年10月31日以降に登記・供託オンライン申請システムに到達した不動産及び商業・法人手続の登記申請書の補正おいては、申請書情報と同一の入力項目を追加し、補正を可能とする。

## 補正書作成方式詳細

以下に、平成28年10月28日21時まで申請可能な登記申請書と平成28年10月31日から申請可能な登記申請書のタグ構造の主な変更点を示す。タグ構造の詳細な内容については、データ仕様編4.2「タグ構造定義」の別紙「タグ構造定義書」を参照すること。

###  「補正事項」タグの使用の廃止

　「登記申請書/補正申請/補正事項」タグへ補正申請内容を設定することを廃止し、「登記申請書/補正申請/補正事項」タグは空値とする。補正する内容は、「登記申請書/申請書情報」タグに設定すること。

###  補正元申請書情報タグの設定

### 補正元申請書情報タグの設定

**・不動産手続の場合**

補正書作成時に、補正元の登記申請書の申請書情報（再補正の場合は、補正書の申請書情報）を設定するための「登記申請書/補正元申請書情報」タグに、補正を行う前の「登記申請書/申請書情報」タグの情報を設定すること。

**・商業・法人手続の場合**

補正書作成時に、補正元の登記申請書の申請書情報（再補正の場合は、補正書の申請書情報）を設定するための「登記申請書/補正元申請書情報」タグに、補正を行う前の「登記申請書/申請項目」タグ、「登記申請書/申請者情報」タグ、「登記申請書/あて先情報」タグ、「登記申請書/その他の申請項目」タグ及び「登記申請書/別紙」タグの情報を設定すること。

###  補正元委任状タグの設定

補正書作成時に、補正元の登記申請書の委任状を設定するための「登記申請書/補正元委任状」タグに、補正を行う前の「登記申請書/委任状」タグの情報を設定すること。

###  補正申請の課税価格及び登録免許税の使用の廃止

・ 不動産手続の場合

「登記申請書/補正申請/課税情報/課税価格/課税価格合計額」タグ、「登記申請書/補正申請/課税情報/登録免許税/登録免許税合計額」タグ及び「登記申請書/補正申請/課税情報/登録免許税/登録免許税適用条項」タグに補正金額等を設定することを廃止し、各タグは空値とする。補正する金額については、「登記申請書/申請書情報」タグに設定すること。

・ 商業・法人手続の場合

「登記申請書/補正申請/課税情報/課税標準金額」タグ、「登記申請書/補正申請/課税情報/登録免許税」タグ及び「登記申請書/補正申請/手数料情報/登録手数料」タグに補正金額等を設定することを廃止し、各タグは空値とする。補正する金額については、「登記申請書/申請項目」タグに設定すること。

###  補正元経由の有無タグの設定

商業・法人手続では補正書作成時に、管轄登記所以外を経由して申請するかを設定するため、「登記申請書/申請区分/補正元経由の有無」タグに、補正を行う前の「登記申請書/申請書区分/経由の有無」タグの情報を設定すること。

## 対象様式

本仕様を適用する対象の登記申請書様式を以下に示す。

表3-1申請書情報を補正元申請情報に設定する対象様式

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 手続 | 分類 | 代表手続ID |
|  | 不動産 | 登記申請書（表示に関する登記） | HM0501100110001 |
|  | 登記申請書（表示に関する登記）（代理申請用） | HM0501100120001 |
|  | 登記申請書（表示に関する登記）（電子公文書一括取得用） | HM0501100130001 |
|  | 登記申請書（権利に関する登記） | HM0501200110001 |
|  | 登記申請書（権利に関する登記）（双方代理用） | HM0501200120001 |
|  | 登記申請書（権利に関する登記）（電子公文書一括取得用） | HM0501200130001 |
|  | 登記嘱託書（表示に関する登記） | HM0502100110001 |
|  | 登記嘱託書（表示に関する登記）（代理嘱託用） | HM0502100120001 |
|  | 登記嘱託書（権利に関する登記） | HM0502200100001 |
|  | 登記嘱託書（権利に関する登記）(1)所有権の保存（電子公文書一括取得用） | HM0502200230001 |

表3-1申請書情報を補正元申請情報に設定する対象様式

| No | 手続 | 分類 | 代表手続ID |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 不動産 | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面申請書（表示に関する登記） | HM0508100110001 |
|  | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面申請書（表示に関する登記）（代理申請用） | HM0508100120001 |
|  | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面申請書（権利に関する登記） | HM0508200110001 |
|  | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面申請書（権利に関する登記）（双方代理用） | HM0508200120001 |
|  | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面嘱託書（表示に関する登記） | HM0509100110001 |
|  | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面嘱託書（表示に関する登記）（代理嘱託用） | HM0509100120001 |
|  | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面嘱託書（権利に関する登記） | HM0509200100001 |
|  | オンライン申出書（旧姓併記又はローマ字併記の申出書）【署名不要】 | HM0571300110001 |
|  | オンライン申出書（旧姓併記又はローマ字併記の申出書）【署名要】 | HM0571300120001 |
|  | オンライン申出書（会社法人等番号等の申出書）【署名不要】 | HM0571400110001 |
|  | オンライン申出書（会社法人等番号等の申出書）【署名要】 | HM0571400120001 |
|  | オンライン申出書（相続人申告登記の設定の申出書）【署名不要】 | HM0571500110001 |
|  | オンライン申出書（相続人申告登記の設定の申出書）【署名要】 | HM0571500120001 |
|  | オンライン申出書（相続人申告登記の変更・更正の申出書）【署名不要】 | HM0571500110002 |
|  | オンライン申出書（相続人申告登記の変更・更正の申出書）【署名要】 | HM0571500120002 |
|  |  | オンライン申出書（相続人申告登記の抹消の申出書）【署名不要】 | HM0571500110003 |
|  |  | オンライン申出書（相続人申告登記の抹消の申出書）【署名要】 | HM0571500120003 |
|  | 商業 | 登記申請書（会社用）：株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、外国会社 | HM0601000100001 |
|  | 登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会設置，現物出資なし） | HM0601000100011 |
|  | 登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会非設置，現物出資なし） | HM0601000100012 |
|  | 登記申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人でない場合，現物出資なし） | HM0601000100013 |
|  | 登記申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人の場合，現物出資なし） | HM0601000100014 |
|  | 登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会設置）（定款認証同時申請用） | HM0601000100021 |
|  | 登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会非設置）（定款認証同時申請用） | HM0601000100022 |
|  | 登記申請書（会社用）：株式会社，特例有限会社，合名会社，合資会社，合同会社，外国会社（電子証明書発行同時申請用） | HM0601000100031 |

表3-1申請書情報を補正元申請情報に設定する対象様式

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 手続 | 分類 | 代表手続ID |
|  | 商業 | 登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会設置，現物出資なし）（電子証明書発行同時申請用） | HM0601000100041 |
|  | 登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会非設置，現物出資なし）（電子証明書発行同時申請用） | HM0601000100042 |
|  | 登記申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人でない場合，現物出資なし）（電子証明書発行同時申請用） | HM0601000100043 |
|  | 登記申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人の場合，現物出資なし）（電子証明書発行同時申請用） | HM0601000100044 |
|  | 登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会設置）（定款認証・電子証明書発行同時申請用） | HM0601000100051 |
|  | 登記申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会非設置）（定款認証・電子証明書発行同時申請用） | HM0601000100052 |
|  | 登記申請書（法人等用）:会社以外の法人、特定目的会社等 | HM0601000300001 |
|  | 登記申請書（法人等用）：会社以外の法人，特定目的会社等（電子証明書発行同時申請用） | HM0601000300031 |
|  | 登記申請書（個人商人用）：商号、支配人、未成年、後見人 | HM0601000500001 |
|  | 登記申請書（個人商人用）：商号（電子証明書発行同時申請用） | HM0601000500031 |

表3-1申請書情報を補正元申請情報に設定する対象様式

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 手続 | 分類 | 代表手続ID |
|  | 商業 | 登記嘱託書（会社用）：株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、外国会社 | HM0602000100001 |
|  | 登記嘱託書（法人等用）:会社以外の法人、特定目的会社等 | HM0602000300001 |
|  | 登記嘱託書（個人商人用）：商号、支配人、未成年、後見人 | HM0602000500001 |
|  | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面申請書（会社用）：株式会社，特例有限会社，合名会社，合資会社，合同会社，外国会社 | HM0608000100001 |
|  | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会設置，現物出資なし） | HM0608000100011 |
|  | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面申請書（会社用）：株式会社の発起設立（取締役会非設置，現物出資なし） | HM0608000100012 |
|  | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人でない場合，現物出資なし） | HM0608000100013 |
|  | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面申請書（会社用）：合同会社の設立（代表社員が法人の場合，現物出資なし） | HM0608000100014 |
|  | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面申請書（法人等用）：会社以外の法人，特定目的会社等 | HM0608000300001 |
|  | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面申請書（個人商人用）：商号，支配人，未成年，後見人 | HM0608000500001 |

表3-1申請書情報を補正元申請情報に設定する対象様式

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 手続 | 分類 | 代表手続ID |
| 46 | 商業 | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面嘱託書（会社用）：株式会社，特例有限会社，合名会社，合資会社，合同会社，外国会社 | HM0609000100001 |
| 47 | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面嘱託書（法人等用）：会社以外の法人，特定目的会社等 | HM0609000300001 |
| 48 | ＱＲコード（二次元バーコード）付き書面嘱託書（個人商人用）：商号，支配人，未成年，後見人 | HM0609000500001 |

## 補正書作成時の留意事項

平成28年10月31日以降の補正書作成時の留意事項を以下に示す。

###  平成28年10月28日21時まで申請可能な登記申請書を平成28年10月31日以降に補正する場合

平成28年10月28日21時まで申請可能な不動産及び商業・法人手続の登記申請書を補正する場合は、平成28年10月28日21時までの仕様に則り補正を行うこと（再補正を行う場合も含む）。

###  変更を不可とする項目

・ 不動産手続の場合

登記申請書の補正書を作成する際、「登記申請書/申請書情報/申請手続き情報/宛先登記所」タグ及び「登記申請書/申請書情報/登記完了証の交付方法」タグの値は、補正を行う前の申請書情報の内容から変更しないこと。

オンライン申出書の補正書を作成する際、「登記申請書/申請書情報/申請手続き情報/宛先登記所」タグ及び「登記申請書/申請書情報/職権登記完了通知の交付方法」タグの値は、補正を行う前の申請書情報の内容から変更しないこと。

オンライン申出書（旧姓併記又はローマ字併記の申出書）及びオンライン申出書（相続人申告登記の変更・更正の申出書）を補正する際、「登記申請書/申請書情報/申請事項/申出の種類」タグの値は、補正を行う前の申請書情報の内容から変更しないこと。

・商業・法人手続の場合

補正書を作成する際、「登記申請書/あて先情報」タグの値は、補正を行う前の申請書情報の内容から変更しないこと。

## （参考）申請用総合ソフトの補正書の作成処理及び画面イメージ

申請用総合ソフトにおける補正書の作成、再補正の場合の処理イメージ、「申請書作成・編集」画面の画面イメージ及び申請書プレビュー表示の画面イメージを以下に示す。

### 5.1 補正書の作成処理

補正用申請書様式（ＸＭＬ）の作成時に、補正元の申請書情報を補正用申請書様式（ＸＭＬ）内の申請情報及び補正元申請情報へ複写し、複写した内容を基に申請人が補正可能とする。補正時の申請書様式（ＸＭＬ）の作成イメージを「図 5‑1　補正時の申請書様式（ＸＭＬ）の作成イメージ」に示す。



図 5‑1　補正時の申請書様式（ＸＭＬ）の作成イメージ

###  再補正時の補正書作成処理

補正書を登記所へ送信後、補正指示が再び登記所から送信された場合は、再度補正書を作成する。再補正における補正用申請書様式（ＸＭＬ）の作成時に、前回の補正時に補正した申請内容である補正元の申請書情報を補正用申請書様式（ＸＭＬ）内の申請情報及び補正元申請情報へ複写する。再補正時の申請書様式（ＸＭＬ）の作成イメージを「図 5‑2　再補正時の申請書様式（ＸＭＬ）の作成イメージ」に示す。



図 5‑2　再補正時の申請書様式（ＸＭＬ）の作成イメージ

###  申請書作成・編集画面のイメージ

申請書作成・編集画面（補正）のイメージを「図 5‑3　申請書作成・編集画面のイメージ」に示す。



図 5‑3　申請書作成・編集画面のイメージ

###  申請書プレビュー表示のイメージ

申請書プレビュー表示（補正）のイメージを「図 5‑4　申請書プレビュー表示（補正）のイメージ」に示す。



図 5‑4　申請書プレビュー表示（補正）のイメージ